

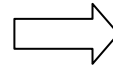
# 第8回高知県消防広域化推進検討委員会

- 検討事項 : 1 防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項  
→ 消防団と消防本部の連携の状況  
2 広域化を推進するために必要な措置に関する事項  
→ 県の役割（調整及び援助）  
3 消防広域化推進計画に定める事項の整理  
→ 項目と盛り込む内容の確認

## 1 防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

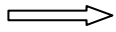
【基本指針の例示(要約)】

- ① 管轄区域内の消防団長との一元的な連絡調整
- ② 各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等
- ③ 連絡調整担当の消防署への配置等
- ④ 連絡通信手段の確保



【基本指針】

以上の点を踏まえ、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めること

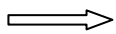


【資料P 1～2】

- ・消防団と消防本部の連携の状況
- ・広域化後の消防本部と消防団の望ましい連携

## 2 広域化を推進するために必要な措置に関する事項

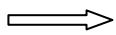
- ・県の役割（調整及び援助）



【資料P 3～4】

## 3 消防広域化推進計画に定める事項の整理

- ・推進計画の目次・・・基本的には基本方針の内容
- ・盛り込む内容・・・基本的には検討委員会で出された意見や検討資料の活用
- ・意見の追加又は修正等



【資料P 5～10】

## 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携

(消防組織法第18条第3項)

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

消防団と消防本部又は消防署との間に法律上上下関係はないが、本条第3項は、消防団の行動と、消防本部又は消防署との関係について最小限の調整を図るための規定である。

火災その他の災害時の消防活動を迅速かつ効果的に行うためには消防機関相互間の指揮系統を一元化しておく必要があるので、消防本部を置く市町村においては、消防団は消防長又は消防署長の所轄の下に行動することを規定している。

「所轄」とは、一般的には、監督又は管理と異なって、その機関の独立性が強く、行政機構上、一応その下に行動するという程度の意味である。しかし、本条の「所轄の下に行動する」とは、旧消防団令第9条の解釈と同様、「大綱の指揮命令に服して行動する」ことと解されている。

「大綱の指揮命令」とは、例えば、火災現場における水利統制命令、消防自動車の全体的配置命令、火点の指示、直接火災鎮圧隊と延焼防止隊との区処命令等を意味する。これらの命令の伝達方法は、消防長又は消防署長が一々具体的に命令を出すのではなく、消防団長又はこれに代る消防団の指揮命令者に対して命令し、これらの消防団幹部が部下の消防団員に対して直接指揮命令するものである。

「行動」とは消防活動の現場において一体的な行動をする上で必要となるすべての事項を含むものであり、現場活動は勿論、平素の防ぎょ訓練、現場活動に備えるための招集その他現場活動に付随する事項も含まれる。

消防団と消防本部又は消防署との間には上下関係がないにもかかわらず、このような規定がなされているのは、消防活動を迅速かつ効果的に行うためには、消防機関相互間の指揮命令系統を一元化する必要があるからである。

消防団長が市町村長の指揮監督を受けることと、消防団が消防長又は消防署長の所轄の下に行動することとは、矛盾するものであるが、後者が前者の特例であると解され、消防団長は、消防に関する行動に限り、消防長又は消防署長の「大綱の指揮命令」に服し、その他については、市町村長の指揮監督を受けるものと解される。

## (1) 平常時

	項目	高知市	室戸市	安芸市	香南市	香美市	南国市	土佐市	土佐清水市	中芸	嶺北	仁淀	高吾北	高幡	幡多中央	幡多西部
平常時の連携	管轄内にある消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を決め、一元的な連絡調整	—	×	×	○	×	—	—	—	×	○	×	×	×	○	×
	平素からの管内各消防団合同の訓練等の実施状況	—	×	×	○ 年2回	×	—	—	—	×	○ 年1回	○ 年1回	○ 高北地区のみ 隔年1回	○ 2年1回	○ 年1回	×
	平素からの消防団と消防署所の合同訓練の実施状況	○ 月1回程度	○ 隔年1回	×	×	×	○ 年2回	×	○ 隔年1回	×	○ 年4回	○ 年2回	×	×	○ 年1回	○ 年2回
	消防団との連絡調整担当の消防署への配置状況	○ 副署長 出張所長	×	×	×	×	○	×	×	○ 兼務	○	○ 分署は署長	×	○	○	○
	消防団に関する事務の取扱	消防	消防 (東洋除く)	消防 (芸西除く)	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	市町村	市町村	市町村	消防	市町村

## (2) 非常時

	項目	高知市	室戸市	安芸市	香南市	香美市	南国市	土佐市	土佐清水市	中芸	嶺北	仁淀	高吾北	高幡	幡多中央	幡多西部	
非常時の連携	災害時における各市町村の災害対策本部への消防職員の派遣状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 輻輳した場合×	×	○	×	○	○	○	
	災害時の災害対策本部への消防団の参画状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	防災・国民担当保護部局と消防本部との連絡体制(非常時)の状況	○ 専用回線	○ 防災無線	○ NTT回線	○ NTT回線	○ 専用回線	○ NTT回線	○ 専用回線 メール	○ 専用回線	○ 専用回線	○ 防災無線	○ 有線及び 無線	○ 消防無線	○ NTT回線	○ 防災無線	○ 防災無線	○ 専用回線、 無線
119番の伝達	団への119番伝達部署	消防本部	○		○	○		○	○		○	○	○				
		本部から署所経由		○						○							
		署所												○	○	○	

# 広域化を推進するための県の役割(調整及び援助)(案)

平成19年度

- ・消防政策課内に「消防広域再編担当」を新設
- ・担当チーフ1名、担当2名の3名体制
- ・本検討委員会の事務、広域化推進計画の策定、その他広域化に関する事項を行っている。

平成20年度以降

- ・広域化対象市町村において、広域化の実現に向けた協議、調整を行うこととなる。

基本指針上では

- ①広域化を推進するための体制の整備
- ②住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤広域化に関する調査研究

広域消防運営計画の策定

県の関わり

(消防組織法第33条)

具体的には・・・

- ・広域化市町村での経費の負担割合についての基本的ルール
- ・職員の任用や給与についてのルール
- ・消防力の整備計画
- ・部隊運用や指令管制の方法
- ・市町村や消防団との連携方法

- ①現行人員体制の維持
  - ②広域運営計画策定の支援
  - ③組合設立事務の支援
- などを行う。

( 広域化に関する協議の積極的な推奨、仲介、調整  
各種データ等の情報提供  
相談対応体制等の確保 etc )

組合の設立

# 県の役割(広域化を推進するための措置(案))

スケジュール(案)

## 広域化対象市町村

## 県

A市 B町

広域化に係る事前協議等  
〈消防方針、組織形態、職員の処遇、  
財政負担の方法等の基本方針の検討〉

A消防本部

B消防本部

(仮称)高知広域消防組合設立協議会の設置

広域化を実施するための協議  
〈専門部会を設置し、事前協議を基にして、詳細な検討を行う〉

広域消防運営計画の作成

組合規約の作成

A市議会の議決

B町議会の議決

一部事務組合又は広域連合の設立  
**消防の広域化の実現**

調整・進行管理  
〈情報提供、取りまとめ、各種援助〉

広域化に関する協議の積極的な推奨、仲介、調整等のため、データ等の情報提供、相談対応体制等を確保する

申請、許可

報告の受理

H20  
H21  
H23  
H24

## 消防広域化推進計画に定めるべき項目の整理

大項目	中項目	小項目	内 容	備 考
I	1		自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	前文的なものであり、今後事務局において作成
		2	消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方	
II	1		市町村の消防の現況及び将来見通し	管轄人口、面積、職員の状況、需要の動向などについて、第2回検討委員会の資料を織り交ぜながら、今後事務局にて作成
		(1)	市町村の消防本部の現状	
		(2)	消防本部の現状	
	2	(3)	消防の課題	別紙 1
			市町村の消防の将来見通し	第3回検討会での予測資料を基に、今後事務局にて作成
		(1)	管轄人口の予測	
		(2)	高齢化の予測	
		(3)	救急需要の予測	
(4)	消防費の予測			
III	1		広域化対象市町村の組み合わせ	別紙 2
		2	広域化対象市町村の組み合わせ	
IV	1		自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	今回説明 (資料 3 P ~ 4 P)
		1	広域化を推進するための体制の整備	
		2	住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	
		3	市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等	
		4	関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等	
5	広域化に関する調査研究			
V	1		広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	別紙 3
		1	広域化後の消防の体制の整備	
		2	構成市町村等間の関係	
		3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	
4	広域消防運営計画への記載			
VI	1		市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	第7回検討会の資料を元に、今後事務局で作成
		2	消防団との連携の確保	
VII	1		市町村防災担当部局との連携の確保	別紙 4
		2	その他の広域消防運営計画への記載	

## 消防の課題

## ①救急需要の増大

- ・救急出動件数 H13 30,657件 → H17 35,804件 (約17%up)
- ・管外搬送件数 H13 8,244件 → H17 11,536件 (約40%up)



救急出動が輻輳する事態が増加しており、救急車不在の時間が多くなっている。

## ②小規模消防本部の問題

- ・15消防本部中、高知市を除く14消防本部が管轄人口7万人以下の小規模消防本部。うち6本部は3万人未満。
- ・「消防力の整備指針」による基準数に対する充足率は、
  - 職員数 56.5%
  - 消防車両 92.3%
 であり、車両についてはほぼ充足しているものの、職員数については低く、全国平均(76.0%)と比較しても少ない状況。



- ・出動態勢の限界  
高知市を除き、当直人員の関係から、複数の災害事案への対応が困難。応援が必要な場合は、非番職員の招集によって対応している。
- ・組織管理の問題  
組織規模が小さく、人事の硬直化、職員の年齢構成が不均衡となるなど、組織の管理運営に苦労している。
- ・専門職員の確保の限界  
少ない人員で様々な事案に対応するため、職員が消防・救急・救助の各分野を兼任する割合が高く(約8割)になっており、各分野での専門化が図りにくい。また、各種教育訓練への職員派遣が行いにくいことも専門化が図りにくい一因となっている。

## ③消防費の減少

- ・小規模な自治体が多く、財政的にも弱い面が多い。
- ・H13の市町村決算額 4,516億円 → H17の市町村決算額 3,949億円 (約14%減)
- ・H13の消防費決算額 143億円 → H17の消防費決算額 122億円 (約15%減)
- ・決算総額の内訳を見ると、
 

人件費	9,837,288千円【69%】	(H13)	→	9,003,226千円【74%】	(H17)
物件費	1,345,203千円【9.4%】	(H13)	→	1,378,027千円【11.3%】	(H17)
補助費	585,606千円【4.1%】	(H13)	→	608,187千円【5.0%】	(H17)

 と、義務的経費の額が固定化されている。
- ・ここ数年、市町村の財政力の低下に伴い、住民の生命・身体・財産を守るというもっとも基本的なサービスを行っている消防においてもその費用が減少している。



高度な車両や資機材の整備が図りにくく、また既存の物の更新を延長する傾向にある。→消防力の向上が図りにくい。

広域化対象市町村の組み合わせ

①広域化対象市町村

- ・一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等への災害対応力が強化される。
- ・組織管理、財政運営等にも弾力性が増すといえる。
- ・本県は人口の4割が高知市に集中する極端な一極集中型。  
→地理的にも東西に長いため、中央部に位置する高知市を含めないと、現実的ではない。



県内の全市町村を広域化の対象とする

検討委員会での意見

- ・高知県は中心部に全てが集中する特殊な社会構造であり、高知市抜きには考えられないのでは。
- ・本県の場合、広域化は高知市抜きには語れない。
- ・例えば、東部3本部が広域化しても、人口6万にすぎず、距離は100kmにも及ぶ。とても30万のイメージに合わない。
- ・人口30万以上の消防本部（高知市）にはメリットはない。

②広域化対象市町村の組み合わせ

ブロック案	地域	考え方	長所	短所
6ブロック	①安芸広域②物部川流域③高知・嶺北④仁淀川流域⑤高幡広域⑥幡多広域	市町村合併構想に基づく	①対象地域が小さいため、組織・人事・地域との関係等の調整が比較的容易 ②安芸広域、物部川流域、高知・嶺北地域において、計12名の再配置可能人員が発生する	①再編しても管轄人口10万人以下の本部が3カ所存在する ②仁淀川流域、高幡広域、幡多広域では、人口同規模消防本部の本部職員との比較では職員の不足が生じる
3ブロック	①東部②中部③西部	市町村合併構想の6ブロック案を再編	①管轄人口10万人以下の小規模消防本部が解消できる ②東部・中部では合計43名の再配置可能人員が発生する	①西部では再配置可能人員が発生しない
1ブロック	県全域	最大規模を仮定	①管轄人口30万人以上が達成できる ②人口、職員数、財政的にも最も規模が大きい ③再配置可能人員が72名発生する	①組織が大きいため様々な事柄（組織・人事・地域との関係等）の調整に時間を要する

※再配置可能人員は、人口同規模消防本部の本部職員数との比較で算出

・人口、財政面や再配置可能職員数、「方面本部(仮想)」の設置の可能性などを総合的に考えると、1ブロック化による広域化が、組織の弾力性が増すなど、最も効果的と考えられる。

検討委員会での意見

- ・1ブロックに賛成。メリットを考えて広域化するわけなので、最大限メリットを得られる方法にするべきと考える。
- ・消防が今の時点で広域化にもっとも取り組みやすく、効果が高い分野だと考える。「消防を守る」観点からは、1ブロック以外にないと思う。
- ・1ブロックで広域化を実現するには、5年という期間は短いかもしれないが、一本化の方がよいと思う。
- ・6つでは広域化の意味があまりない。1つにするべきと思う。
- ・市町村合併に歩調を合わせた6ブロック案がよい。
- ・理想的には1つになる方向だと思うが、職員の給与や身分の統一を考えると、5年でというのは「しんどいな」という印象。3ブロックが妥当ではないか。



## 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### ① 広域化後の消防の体制の整備

- ・ 広域化の効果を十分に発揮するためには、統一的な部隊運用、出動体制、事務処理等が重要
- ・ 本部機能、職員の身分などの一元化を目指すべき。
- ・ 管轄面積の増加に伴い、本部と署所間の連絡調整、管理・指導の円滑かつ適正な執行や地域の防災関係機関との連携を確保するため、(「消防方面本部」を設置し運用するなど)、地域との密着性の確保についても配慮すべきである。

#### 検討委員会での意見

- ・ 給与体系や身分保障の問題は大きい。地域間の不均衡の解決策は重要。
- ・ 給与などの問題も統一できる部分とできない部分があるだろう。統一されるのが望ましいが、違う部分があってもよいのでは。
- ・ 方面隊は面積的に機能するかどうか疑問。
- ・ 方面本部の考えはよいが、今の職員不足の状況でどうか。現場の職員の確保が先ではないか。
- ・ 地域性の維持が重要。給与や消防団との関係など重要な問題をおろそかにしないように。
- ・ 消防団との関係には十分な議論をお願いしたい。
- ・ 災害時の対応については、今後十分議論し、検討していかなければならない課題である。

### ② 構成市町村等間の関係

- ・ 広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われる。
- ・ それぞれの特徴を認識のうえ、構成市町村間で十分協議を行い、選択することが重要

## ③広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

・以下の事項などについて、構成市町村間で十分協議し、可能な限り規約や規程で定めるべき。

- ①経費の負担割合の基本的なルール
- ②職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ③中長期的な消防力の整備計画
- ④部隊運用、指令管制等に関する計画
- ⑤災害時の構成市町村や消防団との緊密な連携にかかる計画
- ⑥構成市町村間での定期的な連絡調整や、迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ⑦住民の意見を反映するための仕組み

## 検討委員会での意見

- ・現在の一部事務組合の財政負担のあり方はまちまち。どのように調整するかは大きな課題となる。
- ・消防団との関係は重要。これをうまく構築しなければならない。
- ・大きなブロックでは災害時の市町村との連携が心配。
- ・（常備消防や消防団との連携方策をきちんと構築できれば）災害対応の主体である市町村としては、特に問題はないと思う。→連携方策が非常に重要
- ・5年で広域化を実現するには、職員の給与や身分の統一を考えると「しんどい」などというのが本音

## ④広域消防運営計画への記載

・以上①から③を踏まえて、広域化対象市町村においては、これらについて十分協議のうえ、可能な限り広域消防運営計画に定めることが重要

## その他の広域消防運営計画への記載

## ①その他の特記事項

- ・これまで記載した事項のほかに、委員会において次の意見が出されているため、広域化の対象市町村においては、広域化にかかる協議の際に、これらの事項についても十分留意する必要がある。

## 高知市への配慮

検討委員会  
での意見

- ・本県の場合、広域化は高知市抜きには語れない。高知市のメリットを  
考えていくことも必要。
- ・高知市が「広域化のメリットがない」といっている状況は課題だと思う。

## その他

検討委員会  
での意見

- ・管轄区域の見直しはメリットとして考えられるが、逆にデメリットともなり  
得る。(元の管轄が手薄になる)
- ・消防は有り余った人数で運営しているわけではない。現場の職員の確保が重要。
- ・救急サービスに限定していえば、「命の平等」をどうするか。地理的に難しい  
かもしれないが、少なくとも今の現場の人員体制は必要。
- ・人事異動については、地理不案内な職員を増やすことに繋がるので、十分な注  
意が必要。
- ・人口減や財政難だけで今後の消防のあり方を考えてはいけない。現場の消防力  
の維持を念頭に、どうすれば地域住民の生命財産を守れるかという視点が必要。